

◎税目別注意事項一覧

科目	注意事項
市県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。 ・ 納税通知書が複数届いている方（共有名義等）は、通知書番号ごとに口座振替の申し込みが必要となります。 ・ 相続等により所有者を変更した場合、新たに手続きが必要となります。
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。 ・ 課税対象車両を2台以上お持ちの場合は全てが登録口座より振替となり、一部のみの申し込みはできません。
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。 ・ 国民健康保険税は世帯主が納税義務者となりますので、世帯主が変更となった場合、新たに手続きが必要となります。
後期高齢者医療保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。
介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度課税分、随時期課税分については、口座振替の対象となりません。